

広報用資料

2009年度 年次総会 資料

【 1 】 2008年度事業報告 P . 1

【 2 】 2009年度事業方針 P . 12

2009年5月19日
定期航空協会

【 1 】 2008年度事業報告

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成のため、2008年度事業として実施した協会運営、各政策課題への取り組み等は以下のとおりである。

．協会主催の会議

1．総会

(1) 年次総会	開催日	2008年5月20日
	議案	2007年度事業報告 2007年度収支決算 2008年度事業方針 2008年度収支予算 役員を選任

(2) 臨時総会	開催日	2008年7月7日
	議案	理事長を選任

(3) 臨時総会	開催日	2008年10月20日
	議案	監事を選任

2．理事会

(1) 第69回	開催日	2008年4月22日
	議案	2007年度事業報告 2007年度収支決算 2008年度事業方針 2008年度収支予算 役員候補者の選出

(2) 第70回	開催日	2008年5月19日
	議案	事務局長を選任 後任事務局長の年俸 退職手当

(3) 第71回	開催日	2008年6月6日
	議案	常任委員会委員の選出

- | | | |
|----------|-----|---|
| (4) 第72回 | 開催日 | 2008年6月27日 |
| | 議案 | 理事(理事長)候補者の推薦
退職慰労金
後任理事長の年俸
臨時総会の開催 |
| (5) 第73回 | 開催日 | 2008年10月10日 |
| | 議案 | 監事選任のための臨時総会開催 |
| (6) 第74回 | 開催日 | 2009年3月31日 |
| | 議案 | 理事選任のための臨時総会開催 |

・各政策課題への対応

1．安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

(1) 安全対策の強化

会員各社の社長を委員とする「安全委員会」を定例的に開催し、他運輸モードの事故防止の取り組みや安全文化の醸成といったテーマを中心に、経営トップの情報、知見の共有化を図った。一方、安全部門の実務担当者に対して、「拡大安全小委員会」を開催し、安全に係る施策の先進事例などを紹介し、会員会社の今後の安全対策の立案の参考にすべく情報の共有化を図った。また、2001年1月に発生したニアミス事故に対する東京高裁の有罪判決(2008年4月11日)に対し、過度に個人の刑事責任を追及するよりも事故原因の究明と再発防止を重視すべき、との趣旨のコメントを発表した。

(2) 新型インフルエンザ対策

政府が定める新型インフルエンザ対策ガイドラインにおいて、国土交通省航空局と調整し、同ガイドラインへの意見反映を実施した。また外務省領事局、厚生労働省医薬食品局と空港の受け入れ体制に関わる意見交換を実施した。

(3) 危険物輸送

爆発物等の危険物の搭載を防止するために、国土交通省主催の「航空貨物輸送に係る安全対策研究会」が開催され、確実な輸送方法等に関して意見を述べ、「報告書」作成への協力を実施した。

(4) 機内持ち込み制限品取扱い変更

制限区域内における安全強化の観点から、機内持ち込み制限品については、手荷物検査場にての放棄、若しくは受託手荷物として到着地への搬送、に限定する運用を関係各所と調整の上、確立した。(2008年10月15日より実施)

(5) 規定外機内持ち込み手荷物

小型スーツケースの普及に伴い、規定を越えた手荷物の機内持ち込みが増加しているため、機内持ち込み手荷物に関わる制限の周知、受託促進を図る観点から、横断幕やポスターを掲示した。

また、機内持込手荷物に関わる取扱い手順を業界内で確立し、国内5空港においてトライアルを展開した。

(6) 非常口座席の着席ルールの変更

緊急脱出時の安全性をより確保する観点から、国土交通省の通達により2009年4月1日から非常口座席に関する着席ルールが強化されるため、国土交通省航空局と調整し、周知用リーフレットを作成した。また関係各所に対して着席ルールに関わる周知活動を実施した。

2. 利用者利便の向上に係る事項

(1) 空域、航空路再編への対応

関東空域再編

2008年9月より横田空域の一部が返還され、羽田空港からの出発経路は大幅に効率化された。空域返還を前提とした関東空域再編の在り方の中では、特に羽田空港への到着経路設定の考え方について、国土交通省航空局に対して要望を行った。

RNAV（広域航法）

燃油費高騰対策に係る要望の結果、2008年度第一次補正予算の中で、RNAV全体計画の1年前倒しが決定した。

次期航空衛星システム

国土交通省航空局主催の「次期航空衛星システムのあり方検討会」に参加し、欧米における将来の通信及び航法、ICAOの技術情報、衛星事業者の動向等について情報交換を行った。

(2) 空港整備への対応

羽田空港の整備

国土交通省航空局からの要望により、羽田空港の機能向上施策に係るGSE走行の円滑化調査、滑走路長調査（再拡張後の滑走路運用検証）等に協力し、意見交換を行った。

那覇空港、福岡空港の整備

那覇空港の構想段階PI（パブリックインボルブメント）における技術検討委員会に参加し、滑走路間隔に応じた空港の処理能力等について、意見を述べ、PIレポートに反映させた。

また、福岡空港に関しては調査段階PIステップ4における「福岡空港調査連絡調整会議」の事業者を対象とする懇談会に出席し、利便性、需要予測、対応方策等について意見を述べた。

(3) 空港法等への対応

空港の設置及び管理に関する基本方針等への対応

空港法にて定める「空港の設置および運営に係る基本方針」の策定にあたって、交通政策審議会航空分科会で定期航空協会の要望を説明し、国土交通省航空局と調整を行った。策定された基本方針においては、首都圏空港容量の拡大など、定期航空協会の要望のほとんどが反映された。

空港協議会の設置への対応

空港法14条にて定める空港協議会について、ガイドライン、モデル規約、QA集作成の調整を国土交通省航空局と行い、ほぼすべてにおいて、定期航空協会の要望が反映された。

空港インフラへの規制のあり方に関する研究会等への対応

「空港インフラ規制のあり方研究会」にて、空港会社や空港指定機能施設事業者に対する資本規制や経済的行為規制のあり方について、定期航空協会の要望を説明し、国土交通省航空局と調整を行った。

(4) 各種法制度改正への対応

入国審査の円滑化

テロの未然防止のため、2007年11月から外国人の入国審査において、指紋採取と顔写真撮影の対策が実施された。本対策に伴い、入国審査待ち時間は長時間を要していることから、法務省入国管理局に対し入国審査員や案内要員の増員等を要望した。

米国電子渡航認証システム (ESTA: Electronic System for Travel Authorization) の導入

2009年1月12日より義務化された米国の電子渡航認証システムについて、定期航空協会が中心となり、国土交通省航空局、観光庁、外務省、関係団体とともに周知活動(リーフレットの作成や成田空港、関西空港、中部空港におけるPR活動)を展開し、円滑な導入を図った。

3. わが国航空産業の競争力強化に係る事項

(1) 2009年度税制改正要望

特定離島路線航空機に係る特例措置の延長・拡充(航空機燃料税)

要望どおり、2年間の延長および対象路線の拡大が措置された。

延長：本則の3/4に軽減(26,000円/kl 19,500円/kl)

拡充：新たな要件として以下の内容が政令に追加

要件1：当該離島と他の離島との間の路線であり、旅客の利用状況からみて、当該離島住民の生活の安定に資するため路線

石垣 - 宮古、南大東 - 北大東、与論 - 沖永良部が追加

要件2：当該離島と羽田および当該離島と伊丹又は関西のいずれかとの間の路線(首都圏と関西圏で1路線ずつ対象にできる)

奄美大島 - 羽田、石垣 - 関西が追加

*福江 - 伊丹 指定解除に伴い、福江 - 関西が追加指定

軽減額：約10億円(延長 約9億円 + 拡充 約1億円)

空港において使用される車両に係る特例措置の拡充（軽油引取税）

要望どおり、静岡空港（2009年6月開港）が免税対象空港に追加された。
軽減額：約100万円

環境税（仮称）の導入反対について

2009年度の導入については見送られることとなった。

(2) 着陸料体系見直しに向けた提言

諸外国における空港使用料及び空港整備・運営財源の調査を実施し、利用者負担の軽減にむけた我が国の空港の整備・運営財源のあり方及び羽田再拡張後における着陸料等に関わる提言作成のための議論を行った。

(3) 国管理空港の着陸料軽減措置の延長

国土交通省航空局と調整した結果、当面の間措置されている現行の着陸料軽減措置については、2009年度も継続して延長されることとなった。
効果額：当面の間措置されている着陸料軽減措置 約150億円

(4) 燃油費高騰および世界同時不況に係る緊急支援要望

国土交通省に対し、2008年夏までの燃油費高騰に対する支援要望を行い、RNAV全体計画の1年前倒し等が実現した。

また、世界同時不況に際して、コスト負担軽減と航空の競争力向上に資する支援策の実施を求める要望書を国土交通大臣に提出した。その結果、羽田空港発着枠の暫定供与や空港使用料の暫定的な軽減などが盛り込まれた「航空事業経営基盤強化のための支援施策パッケージ」が取りまとめられた。

(5) 保安費用補助拡充への取り組み

2007年10月からの郵政民営化に伴い、従来は保安料の賦課対象ではなかった旧郵便小包類に新たに保安料が課されており、受益と負担の適正化といった観点から保安費用補助の拡充について、国土交通省航空局と調整を実施した。

(6) 中部国際空港PFC値上げに対する対応

2008年10月より中部空港のPFCが値上げ（200円→300円）された。値上げの適正さの確認と円滑な導入といった観点から、国土交通省航空局並びに中部空港会社と調整を行った。

(7) 規制緩和要望

国土交通省航空局への要望と調整を実施した結果、乗員訓練シラバスの適切性の維持状況を確認するために実施されていた追跡調査の廃止や航空安全協定（BASA：Bilateral Aviation Safety Agreement）の相互認証等について、対応がなされた。

(8) AEO制度の普及推進

AEO(Authorized Economic Operator)制度普及推進に関する協議会等に参画し、実務手引書作成に関して意見を述べるなど協力を実施した。

(9) 次世代型航空輸送機材（小型コンテナ）の開発

国土交通省航空局により開発が進められている次世代型航空輸送機材（小型コンテナ）に関するヒアリングに協力し、仕様案の取りまとめに意見を反映させた。

4．社会的な役割の遂行に係る事項

(1) 環境対策

地球温暖化防止への対応

日本経団連、国土交通省総合政策局が各々とりまとめを行っている温室効果ガス対策に係る「自主行動計画」に、航空分野の進捗状況を反映させた。2007年度実績は、航空分野の目標(*)をやや上回った。

(*)目標：提供座席キロあたりCO₂排出量を2010年度までに1990年度比12%削減

循環型社会形成への対応

日本経団連がとりまとめを行っている廃棄物削減に向けた「自主行動計画」に、航空分野の進捗状況を反映させた。2007年度実績は、航空分野の目標(*)を上回った。他方、参加企業の拡大が課題となっていたが、協会会員各社の積極的な取り組みにより、2007年度実績報告においては全社のデータを反映することができた。

(*)目標：2010年における産業廃棄物最終処分量を292トンまで削減

環境啓発活動

航空における温暖化防止の取り組みの広報活動として、2008年6月にDVD（「地球にやさしいエアラインへ」）を作成し、洞爺湖サミットに合わせ、協会会員各社での機内放映とともに国内24空港の旅客ターミナルにおいて放映を開始し、現在も継続している。

また、2008年度は環境保全活動に関する「環境キャラバン」を国内4空港で国土交通省航空局と共同開催し、空港関係者多数出席のもと、地球温暖化問題及び廃棄物問題に関する啓発活動を行い、理解促進を図ったが、とりわけ上記DVDの放映は好評であった。

国内排出量取引の国内統合市場の試行的実施

国内排出量取引の国内統合市場の試行的実施に関し、日本経団連、国土交通省航空局を通じ、制度概要や他業界のスタンス等の情報収集および会員各社への情報提供を実施した。2008年度は会員会社のうちJALグループ、ANAグループが参加を表明した。

その他

我が国の総合的な温暖化対策や国際的議論への対処等を主な目的とした「SKYエコ促進協議会」が国土交通省航空局主催により2008年7月に開催された。協議会において、航空会社の環境への取り組みについてアピールを行い、航空関係者へのPRを実施した。

(2) サマータイム

サマータイム導入時の国際線ダイヤへの影響について、国土交通省航空局と意見交換を実施し、夜間と早朝の発着枠に制限がある成田空港の課題を中心に、導入にあたっては十分な準備期間が必要との認識を表明した。

(3) 情報セキュリティ対策強化への対応

国の重要インフラ事業者として情報セキュリティ対策の強化が求められる中、「安全基準等の整備」、「情報共有体制の整備」、「相互依存解析」、「分野横断的演習」の各活動に参画し、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」の取りまとめに意見を反映させた。

また、セプターカウンシル（重要インフラ事業者間の情報共有組織）の構築に参画し、2009年2月より、創設メンバーとして活動を開始した。

・総務、広報関連事項

国土交通省をはじめとした関係省庁・機関等からの通達、連絡事項の周知及び各種照会事項に関し、速やかに対応するとともに、ホームページを活用した情報公開に努め、会員サービスの充実を図った。

特に、ESTAの周知活動については、国土交通省航空局広報推進委員長より「航空広報功労賞」の表彰を受けた。

・役員及び会員会社の現況（2008年度末現在）

1．役員

会 長	西松 遙	(株)日本航空 代表取締役社長 兼(株)日本航空インターナショナル 代表取締役社長
理 事 長	辻岡 明	
専務理事	坂尻 敏光	
理 事	山元 峯生	全日本空輸(株) 代表取締役社長
監 事	石田 忠正	日本貨物航空(株) 代表取締役社長
監 事	淡路 均	北海道国際航空(株) 代表取締役社長

2．会員会社（全15社）

(株)日本航空	北海道国際航空(株)
(株)日本航空インターナショナル	(株)ジャルウェイズ
全日本空輸(株)	(株)エアージャパン
日本貨物航空(株)	スカイネットアジア航空(株)
エアーニッポン(株)	エアーネクスト(株)
日本トランスオーシャン航空(株)	(株)スターフライヤー
日本エアコミューター(株)	(株)ANA & JPエクスプレス
(株)ジャルエクスプレス	

以 上

【 2 】 2009年度事業方針（案）

定期航空協会規約第 3 条に示された本会の目的達成のため、2009 年度事業として予定している各政策課題、協会運営への取り組み等は以下のとおり。

・ 航空を取り巻く情勢と基本方針

2008 年秋からの世界同時不況は、わが国経済に深刻な影響を与えており、多くの産業で大幅な業績の悪化、雇用縮小が生じ、それに伴う消費の減退等、さまざまな問題が顕在化するなど、景気の先行きについて、明るい要素が全く見いだせない状況になっている。

わが国の航空も、例外なく大きな影響を受けており、旅客事業においては、訪日外国人の大幅な落ち込みやビジネス旅客を中心とした日本人の出国数の低迷、新幹線との競争激化、国際貨物事業においても、各国の経済活動の停滞に伴う企業活動の減退が需要を直撃している。今般の需要低迷は、あらゆる事業分野、全方面に及んでおり、その規模、範囲、期間いずれにおいても、今後の見通しが全く不透明であり、航空各社はかつて経験したことのない厳しい経営状況に置かれている。

一方、2010 年には首都圏の国内・国際線の発着枠拡大が予定されており、公共交通機関の使命を果たすべく、会員各社は、機材の導入、生産体制の拡充等を、従来にもまして早急に整える必要がある。業界としても、羽田の再拡張、成田暫定滑走路延伸を見据え、利用者負担の軽減と航空の競争力強化に資する着陸料をはじめとする公租公課の見直しを具現化する重要な年度と考えている。

わが国の航空は、社会・経済を支える基本インフラとして既に定着しており、安全運航の堅持を第一として、利用者利便の向上、国際交流や国際物流の円滑化、地域経済の活性化および環境問題への対応などの社会的役割も期待されている。

当協会としても、航空業界を取り巻く環境の変化に迅速にかつ的確に対応し、会員各社の期待に応えるべく、上記のポイントを踏まえつつ、以下の重点課題に積極的に取り組んでいく。

．重点課題

1．安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

公共交通機関の重要な責務である安全な航空輸送サービスを提供するため、安全委員会での議論等を通じて、業界全体の安全文化の醸成や安全マネジメントシステムの充実に取り組むとともに、航空旅客の安全についての啓発活動を行う。

2．わが国航空産業の競争力強化に係る事項

本邦航空会社の競争力強化等の観点から、現在措置されている着陸料軽減措置の延長や税負担のさらなる軽減に取り組む。また、羽田空港の再拡張を見据え、着陸料体系の見直しの具現化に取り組み、利用者負担の軽減を目指す。さらに航空、空港を取り巻く環境に対応すべく、空港の整備・運営に係る財源等についての議論を継続的に行う。

3．利用者利便の向上に係る事項

定時性向上及び所要時間短縮に資する航空路の再編及び空港整備施策等の具体化に向けて積極的且つ的確に対応する。また、定時性向上を目的に利用者への啓発活動や対策を適宜実施する。

4．社会的な役割の遂行に係る事項

重要な社会的な課題のひとつである環境問題については、引き続き効率の良い新型航空機への更新等の温室効果ガスの排出量削減対策を推進する。また、業界内外への環境啓発活動や、環境対策を含めた航空の他モードに対する優位性を発信できるような取り組みを行う。なお、排出権取引については、国内外の導入、運用状況等を注視し、的確に対応する。

. その他

1 . 総務、広報関連事項

国土交通省はじめ関係省庁等からの通知、意見照会、各課題の検討に際し、会員各社とのコミュニケーションを密にし、情報の周知や意見反映等の充実を図る。また、協会及び航空業界へのより広範な理解が得られるよう、ホームページ等を活用した情報の発信を促進する。

以 上